



エコアクション21の概要 と 認証・登録の手続きについて

平成29年7月21日(金)

エコアクション21地域事務局千葉県環境財団

服部 達雄

(エコアクション21審査人)

NPO法人環境カウンセラー千葉県協議会理事

<目次>

1. エコアクション21の概要
2. エコアクション21の特徴・導入メリット
3. ガイドラインとその要求事項
4. 2017年版ガイドラインへの改訂
5. エコアクション21への取り組み
6. 認証・登録の手続き
7. 認証・登録へのお手伝い

エコアクション21環境経営システム

「エコアクション21」(EA21と略称)は、「環境省が策定したガイドライン」に基づいた「環境経営システム」で、大規模事業者から中堅・中小事業者までの幅広い事業者が環境への取り組みを効果的・効率的・継続的に実施することができる大きな特長です。

<エコアクション21の目的>

事業者の環境への取り組みを推進し、
「持続可能な経済社会」の実現に貢献する。

エコアクション21 認証・登録制度

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、

1. 環境への取り組みを適切に実施し、環境経営を進めるための仕組み「環境経営システム」を構築・運用・維持するとともに、
2. 環境コミュニケーションを行っている事業者、を認証・登録する制度(第三者認証)です。



エコアクション21 認証・登録制度の運営

- エコアクション21中央事務局「持続性推進機構」IPSuS
 - ・運営主体(事業者の認証・登録)
 - ・認証・登録した事業者の環境活動レポートの公表
 - ・エコアクション21の制度運営および普及推進 [2017. 6.1現在]
- エコアクション21審査人(千葉県 33名/全国 757名)
 - ・事業者のガイドラインへの適合性及び有効性の審査
 - ・環境への取組に関する指導・助言
- エコアクション21地域事務局「千葉県環境財団」(全国:53地域事務局(38都道府県))
 - ・事業者からの審査申込の受付
 - ・審査人の選任
 - ・認証・登録の可否の判定
 - ・エコアクション21の普及促進および事業者からの相談等の対応

エコアクション21の特徴

- (特徴 1)
中小事業者でも取り組みやすい、
効果的・効率的なPDCA サイクル
[14の取組項目(要求事項)から構成]
- (特徴 2)
環境経営レポートの作成・公表による
活発なコミュニケーションと透明性の向上
- (特徴 3)
事業者の継続的な改善を支援する仕組み
[スパイラルアップのガイドライン設計・支援]

エコアクション21ガイドライン2017年版

エコアクション21に取り組むメリット (1)

- (1) 経営力向上、組織の活性化ができる。
- (2) 様々な顧客からの要望に応えることができる。
 - バリューチェーン全体でコンプライアンス
 - 地方公共団体
 - 地域の金融機関
- (3) 取組項目が明確で、効果的・効率的に取組を進めることができる。
- (4) 環境経営レポートで、自らの取組を発信できる。
- (5) 第三者による認証・登録制度であり、社会的信頼を高めることができる。

エコアクション21ガイドライン2017年版

エコアクション21に取り組むメリット (2)

- ◆ PDCAにより改善が進む。
 - コストダウン(光熱費、廃棄物処理費、歩留向上等)
 - 製品・サービスへの環境配慮が進む。
 - 従業員の改善への意識が向上
- ◆ リスク管理ができる。
 - コンプライアンス(法規制への確実な対応)
 - 事故・緊急事態への準備・対応
- ◆ 利害関係者とのコミュニケーションが良くなる。
 - サプライチェーンの取り組みに対応
 - 環境活動レポートによる情報公開
 - 顧客・金融機関からの評価
 - 地域の自治体・住民との良好な関係
- ◆ 入札条件での加点、優良事業者制度
 - 自治体による入札時の加点
 - 優良産廃処理業者認定制度
 - 食品リサイクル優良事業者認証・登録制度

エコアクション21 環境経営システム

エコアクション21とISO14001の比較

	エコアクション21	ISO14001
規格策定・発行	環境省	国際標準化機構(ISO)
運営主体	持続性推進機構	日本適合性認定協会
認証登録件数(全国)	7,828件 (2017年6月1日現在)	18,825件(JAB) (2017年6月30日現在)
主な対象	小企業-中企業-大企業 (国内認証)	中企業-大企業 (国際認証)
システムの特徴	環境経営システム [ガイドライン] 「環境パフォーマンス」 「環境活動レポート」	環境管理システム [規格]
審査時アドバイス	積極的に指導・助言	禁止 [適合審査]
認証登録費用	20~50万円 (2年更新)	100~500万円 (3年更新)

優良産廃処理業者認定制度

- (1) 制度の目的
 - ① 優良な産廃処理業者を育成
 - ② 排出者が優良事業者を選び易くするための情報提供「産廃情報ネット」<http://www.sanpainet.or.jp/>
- (2) 制度の概要
 - ① 「優良基準」に適合した業者を都道府県知事・政令市長が認定(または、優良確認)
 - ② 許可証に「優良マーク」が記載される。(排出事業者にアピールできる。)
 - ③ 通常5年の産廃処理業者の許可の有効期間が7年に延長される。
- (3) 優良基準
 - ① 順法性
 - ② 事業の透明性
 - ③ 環境配慮の取組(エコアクション21等の認証・登録)
 - ④ 電子マニフェストが利用可能
 - ⑤ 財務体質の健全性

優良産廃処理業者認定制度

優良産廃処理業者認定制度とは？
優良な産廃処理業者を認定し、認定された優良事業者は、優良事業者として認定され、優良事業者として認定された優良事業者は、優良事業者として認定され、優良事業者として認定された優良事業者は、優良事業者として認定される。

優良さんばいナビ
優良産廃処理業者ナビゲーションシステム
<http://www.3.sanpainet.or.jp/>

産廃情報ネット <http://www.sanpainet.or.jp>

食品リサイクル優良事業者認証・登録制度

<http://www.shokusan.or.jp/kanky/index.html>

エコアクション21-食品関連事業者認証制度・登録制度

食品リサイクル



平成13年5月に施行された『食品循環資源の再生利用等に関する法律』、いわゆる「食品リサイクル法」を受け、一般財団法人「食品産業センター」では、平成18、19年度に農林水産省の補助事業として、食品リサイクルに積極的に取組まれている食品関連事業者を適正に評価するための第三者機関による認証制度のしくみを構築し、2年間の検討を経て、平成20年4月から本格運用を開始した。

この制度は、エコアクション21食品関連事業者向けマニュアルのガイドラインに沿って、食品リサイクルと環境への取り組みを行っている食品関連事業者を適正に評価し、認証・登録するので、運用は、一般財団法人持続性推進機構「エコアクション21中央事務局」が実施している。

認証・登録された事業者は、パンフレットやカタログ、名刺などに、「食品リサイクル優良事業者」の赤文字をエコアクション21ロゴマーク上部に入れて使用することができる。登録・認証に関しては、下記ホームページを参照。

エコアクション21中央事務局ホームページ：<http://www.ea21.jp/index.html>
エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン(2009年版)

エコアクション21ガイドライン

エコアクション21ガイドライン 2009年版 (2009年11月環境省)

2017年版への改訂(2017年4月)

<業種別ガイドライン>

1. 産業廃棄物処理業者向けガイドライン 2009年版
2. 食品関連事業者向けガイドライン 2009年版
3. 建設業向けガイドライン 2009年版
4. 大学等教育機関向けガイドライン 2009年版
5. 地方公共団体向けガイドライン 2009年版

(一般財団法人) 持続性推進機構 IPSuS
エコアクション21中央事務局 <http://www.ea21.jp/>

13

エコアクション21 地域事務局 千葉県環境財団

エコアクション21 ガイドライン 2017年版への改訂

事業者に関する要求事項などはガイドラインの前半に、
認証・登録制度に関する事項はガイドラインの後半に移動。

エコアクション21ガイドライン 2009年版と2017年版の比較

2009年版ガイドライン構成	2017年版ガイドライン構成
序章 EA21の改訂にあたって	はじめに
第1章 EA21ガイドライン 2009年版の概要	第1章 企業価値向上ツール「エコアクション21」
第2章 EA21 認証・登録制度の概要	第2章 環境経営システム
第3章 環境経営システム	第3章 環境情報を用いたコミュニケーション
第4章 環境活動レポート	第4章 環境への負荷の自己チェック
第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き	第5章 環境への取組の自己チェック 別表：環境への負荷の自己チェック表
第6章 環境への取組の自己チェックの手引き	別表：環境への取組の自己チェック表
別表1 環境への負荷の自己チェックシート	第6章 エアアクション21 認証・登録制度の運営の仕組み
別表2 環境への取組の自己チェックシート	参考1：エコアクション21の歴史
参考1 主な環境関連法規	参考2 エコアクション21の取組的位置づけ
参考2 用語の説明	参考3 2008年版エコアクション21ガイドラインとの比較
	参考4 各用語の説明及び注釈
	主な環境関連法規
	環境経営レポート作成・活用マニュアル*
	* 中央事務局のウェブサイト等に掲載

14

エコアクション21 地域事務局 千葉県環境財団

<2017年版で改定された基本スキーム>

(1) 環境と経営の融合

- 1) 「要求事項 2. 代表者による経営における課題とチャンスの明確化」が新たに追加された。
- 2) 用語の変更
環境方針 ⇒ 環境経営方針
環境目標 ⇒ 環境経営目標
環境活動計画 ⇒ 環境経営計画

(2) 認証・登録制度

- 1) 中央事務局・地域事務局・審査員の役割・権限・責任の明確化。
・中央事務局によるトップマネジメント体制
・審査・登録料および審査費用の収受は中央事務局が行う。
- 2) 地域事務局のクラス別(3区分)
- 3) 審査人から「審査員」へ名称変更

15

エコアクション21 地域事務局 千葉県環境財団

エコアクション21 ガイドライン2017年版

エコアクション21 ガイドライン2017年版への移行スケジュール

2017年 5月9日	ガイドライン 2017年版(環境省2017年4月)公表
6月	「新・エコアクション21」導入セミナー(全国5カ所)
2018年 1~3月	認証・登録事業者向け説明会(全国50カ所程度で開催)
4月1日	ガイドライン 2017年版 適用開始 (4月1日以降の申し込みのものから) [移行期間 2年間]
6月頃	業種別ガイドラインの公表 (適用開始は2019年度)

16

エコアクション21 地域事務局 千葉県環境財団

2017年版への改訂の主なポイント

- (1) より多くの事業者に取り組んでいただくため、
・スパイラルアップ型取組(継続的取組)を明確に位置づけ。(第1章:図3)
・取組対象範囲の柔軟な取扱い。(第2章:要求事項1)
- (2) より企業価値向上に資する取組とするため、
・「代表者による経営における課題とチャンスの明確化」を要求事項として新たに追加し、環境経営の取組と本業との統合を図るよう求めた。
(第2章:要求事項2)
・環境取組の必須項目の見直し。(第2章:要求事項6)
- (3) より多様な関係者との対話を促進するため、
・環境経営レポートを会社案内等と統合することを認め、中央事務局によるCO₂データベースの構築とその活用を新たに規定。
(第3章)
- (4) より制度の信頼性を高め、事業者へ質の高い支援を行うため、
・中央事務局を核とした組織体制の構築・運用。審査員は、組織の一員として、事業者へ審査・指導・助言を行う者として位置づけ。(第6章)
・ガイドラインの個別具体的な解釈、記載例及び推奨事項、並びに様々な支援活動等は、中央事務局のウェブサイト等で随時提供。(第6章)

17

要求事項1: 取組の対象組織・活動の明確化

- (1) 組織は、原則として全組織・全活動(事業活動及び製品・サービス)を対象としてエコアクション21に取り組む、環境経営システムを構築、運用、維持する。
- (2) 認証・登録に当たっては、対象組織及び活動を明確にする。

[2017年版での変更]

- ・「原則として」が追加。
- ・解説において、「段階的認証」、「サイト認証」が明文化。

要求事項2: 代表者による経営における課題とチャンスの明確化

- (1) 代表者は、経営における課題とチャンスを整理し、明確にする。
- (2) 整理と明確化に当たっては、以下の事項を考慮する。
 - ・事業内容
 - ・事業を取り巻く状況
 - ・事業と環境のかかわり

[2017年版での変更]

- ・新規に追加された要求事項
- ・比較的中長期の課題は要求事項3「環境経営方針」に、短期の課題は要求事項6「環境経営目標」に反映させる。

18

要求事項6:環境経営目標及び環境経営計画の策定

(1) 要求事項2～5(経営における課題とチャンスの明確化、環境経営方針の策定、環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価、環境関連法規などの取りまとめ)を踏まえて、具体的な環境経営目標及び環境経営計画を策定する。

(2) 環境経営目標は、可能な限り数値化し、以下の事項に関する目標を設定する。

- ・ 二酸化炭素排出量の削減
- ・ 廃棄物排出量の削減
- ・ 水使用量の削減
- ・ 化学物質使用量の削減
- ・ 自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善

(3) 環境経営目標には、環境経営目標を達成するための具体的な手段、日程及び責任者を定める。

(4) 環境経営目標及び環境経営計画は、毎年度及び要求事項2～5の大きな変更時に見直しをする。

(5) 環境経営目標と環境経営計画は、関係する従業員に周知する。

[2017年版での変更]

- ・ 環境取組の必須項目の見直し(総排水量削減 ⇒ 水使用量の削減、グリーン購入が外れた。)
- ・ 第1項(1)の表現が具体的に、第4項(4)が追加された。
- ・ 購入電力の二酸化炭素排出係数「実排出係数」⇒「調整後排出係数」

第3章 環境情報を用いたコミュニケーション 【2017年版で新たに規定された。】

2. エネルギー使用量など環境データの提供・活用

(1) 事業者は、原則として月別に把握・管理した各種エネルギー使用量及び原単位あたりの指標の算出に必要なデータを審査員に提供する。

(2) 審査員は、当該データを中央事務局へ毎年度報告する。

(3) 中央事務局は、提供されたデータに基づき事業者に対して「経営に資する環境データ」を提供する。

平成20年度より、全ての環境取得事業者の毎年度のCO₂排出量・削減量をデータベース化

エコアクション21(2017年版ガイドライン)の要求事項 [PDCAサイクル]

14. 代表者による全体の評価と見直し・指示
環境経営全体の取組状況及びその成果を評価、必要に応じて見直し

13. 取組状況の確認・評価、並びに問題の是正及び予防
取組状況の確認、取組の評価及び問題分析、必要に応じて是正策を作成

12. 文言類の作成・管理

11. 環境上の緊急事態への準備及び対応

10. 実施及び運用
環境経営目標及び環境経営計画達成のための必要な実施

9. 環境コミュニケーションの実施
内部・外部(環境経路レポート) コミュニケーション

8. 教育・訓練の実施
エコアクション21の趣旨と目的を周知した研修、訓練の実施

7. 実施体制の構築

6. 環境経営目標及び環境経営計画の策定
具体的な環境経営目標及び環境経営計画の策定

5. 環境関連法規などの取りまとめ
環境関連法規及び環境関連法規等の取組への影響を把握し、必要に応じて対応を決定

4. 環境への負荷と取組状況の把握及び評価
環境への負荷・取組状況の把握、評価

3. 環境経営方針の策定
企業理念、事業活動と取組との関係、環境経営方針の策定

2. 代表者による経営における課題とチャンスの明確化

1. 取組の対象組織、活動の明確化
原則として全組織、全活動を対象

エコアクション21では何に取り組むか？

1. 必要な環境への取り組みと活動を規定。(必須要件)

必ず把握すべき項目	必ず取り組む活動
① 二酸化炭素排出量	① 二酸化炭素排出量削減(省エネルギー)
② 廃棄物排出量	② 廃棄物排出量削減(リサイクル)
③ 水使用量	③ 水使用量削減(節水)
④ 化学物質	④ 化学物質使用量削減または管理
⑤ 資源等使用量(建設業:主な建設資材)	⑤ グリーン購入(調達)
	⑥ 製品・サービスにおける環境配慮

2. 環境コミュニケーションに取り組むこと。

環境活動レポートの作成と公表

3ヵ月以上の運用実績があると認証取得できる。

◎グリーン購入は、2017年版GLで外れる。

エコアクション21 地域事務局 千葉県環境財団

エコアクション21への取り組み

エコアクション21へ取り組むことを決定
代表者(経営者)が環境全体で取り組むことを決定する

取組の対象組織・活動の明確化

実施体制の構築

環境への負荷の自己チェックの実施

環境への取組の自己チェックの実施

環境方針の策定

環境目標及び環境活動計画の策定

計画の実施(Do)

取組状況の確認及び評価(Check)

全体の評価と見直し(Action)

環境活動レポートの作成と公表
環境活動レポートは、2年目以降毎年作成し公表します。

2009年版ガイドライン

エコアクション21 地域事務局 千葉県環境財団

[現状把握]

環境への負荷および取組の自己チェック

- ・ **環境への負荷の自己チェック [ガイドライン別表]**
 - CO₂排出量: 電力・化石燃料の使用量、廃油・廃プラの焼却
 - 廃棄物排出量: 一般廃棄物/産業廃棄物 (種類別・処理方法別)
 - 水使用量(原料水は除く)
 - 化学物質使用量
 - その他に業種により追加されている項目
- ・ **環境への取組の自己チェック [ガイドライン別表]**
 - 活動開始前の現状で評価
 - 事業に関する項目のチェック

エコアクション21 地域事務局 千葉県環境財団

[現状把握] (環境への負荷の自己チェック)

環境負荷データの把握方法

環境への負荷の自己チェックシートが用意されている。

項目	単位	消費量 (A) (A×B×C)	排出係数 (B) (B×C)	排出量 (C) (A×B×C)	単位換算係数 (D)
二酸化炭素排出量					
エネルギー消費量					
紙の使用量					
廃棄物の排出量					
水の使用量					
化学物質の使用量					
その他					
合計					

該当する項目に消費量を入力すると、二酸化炭素排出量がエクセルで自動計算される。

[現状把握] (環境への取組の自己チェック)

環境への取組の自己チェックシート

2009年版ガイドライン

- ・ 関連する項目には左欄に「1」を記入
- ・ 重要度は1～3点で評価
- ・ 取組は0～2点で評価
- ・ 現時点での取組状況を認識
⇒今後実施すべき取組を明確化
- ・ チェック項目は カスタマイズしてもよい(推奨)

項目	重要度	取組	評価点
紙の使用量の抑制(再生紙については「2」省資源、グリーン購入) 重要度			
会議用資料や事務手続書類の無紙化に取組んでいる			
両面印刷、両面コピーを徹底している			
使用済み用紙の継続の利用をしている			
使用済み封筒の再利用をしている			
電子メディア等の利用によるペーパーレス化に取組んでいる			

[計画の策定]

環境目標・環境活動計画の策定

- 目標・環境活動計画の策定
 - 自己チェック結果との整合
 - 環境方針との整合
 - 中長期目標と短期目標
 - 具体的な目標達成手段、日程、責任者・担当者
 - 活動・設備の変更に対する対応
- エコアクション21で設定する目標項目
 - 二酸化炭素排出量の削減
 - 廃棄物排出量の削減(資源循環利用)
 - 水使用量の削減
 - 化学物質使用量の削減(有害物質の排出防止)
 - グリーン調達・購入、生物多様性保全に関すること
 - 自ら生産・販売・提供する製品・サービスの環境性能向上・改善
 - 法令順守、地域環境対策(公害防止、近隣対応等)

[環境関連法規等の取りまとめ]

環境関連法規等の確認

- 該当法令の一覧表: 罰則と努力義務を区別。
- 条例や取引先からの要求も考慮。
- 特定施設の届出漏れはないか。
- 責任者・資格者の選任漏れはないか。
- 具体的な要求事項と遵守評価方法を明確化。

環境関連法規等の取りまとめ表(例)

No.	法令名 (その制定年月)	罰則	努力義務	備考
1	大気汚染防止法 (昭和47年法律第148号)	1. 罰則(罰金) 2. 罰則(罰金)		環境省の定める大気汚染防止法施行規則(昭和47年省令第148号)を参照。
2	水質汚濁防止法 (昭和47年法律第149号)	1. 罰則(罰金) 2. 罰則(罰金)		環境省の定める水質汚濁防止法施行規則(昭和47年省令第149号)を参照。
3	騒音規制法 (昭和56年法律第123号)	1. 罰則(罰金)		環境省の定める騒音規制法施行規則(昭和56年省令第123号)を参照。
4	環境影響評価法 (昭和56年法律第124号)	1. 罰則(罰金)		環境省の定める環境影響評価法施行規則(昭和56年省令第124号)を参照。
5	環境基本法 (昭和56年法律第125号)		1. 努力義務	環境省の定める環境基本法施行規則(昭和56年省令第125号)を参照。

エコアクション21の要求事項とPDCAの関係

2009年版ガイドライン

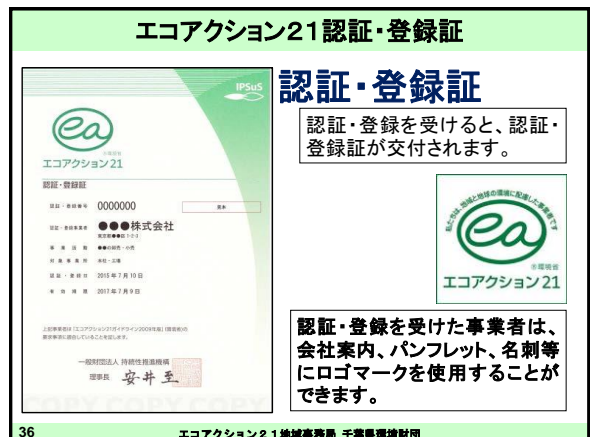
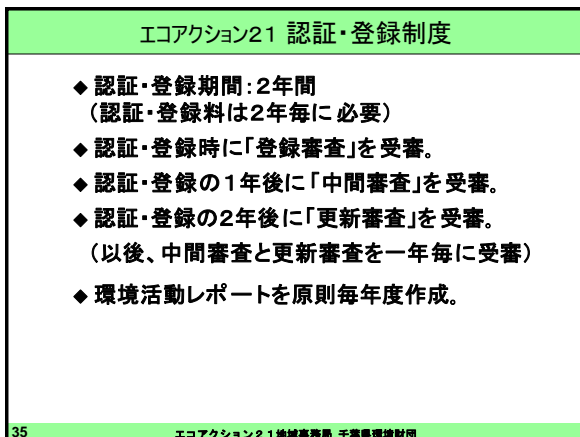
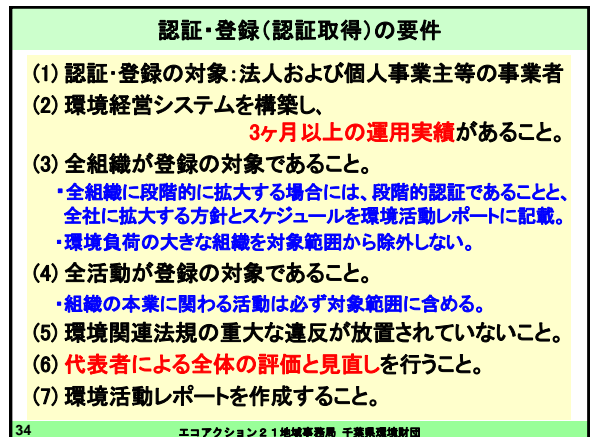
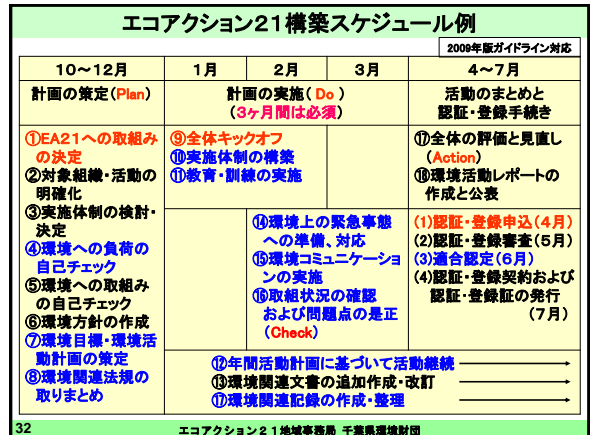
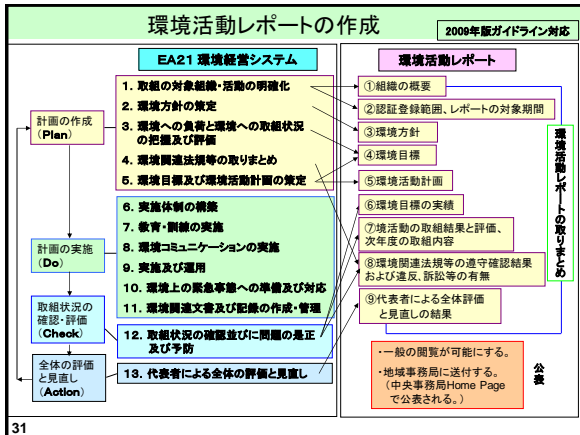


- ◎ エコアクション21環境経営システムの構築とは、13項目の要求に合致する仕組みを組織内に作って実行すること。
- ◎ 「PDCAサイクル」を1年に1回まわし、毎年審査を受ける。

エコアクション21における書類の作成・管理

2009年版ガイドライン	2017年版ガイドライン
11. 環境関連法規及び組織の作成・管理 エコアクション21の取組を実施するために必要な文書を作成し、適切に管理する。 エコアクション21に必要な取組の記録を作成し、適切に管理する。	12. 文書類の作成・管理 エコアクション21の取組を実施するために、以下の18種類の文書類(紙または電子データなど)の作成が必要と判断した文書類を作成し、適切に管理する。 (2) 組織が取組の際に必要なと判断した手順書
<文書> ・環境方針 ・環境目標 ・環境活動計画 ・環境負荷削減等の取りまとめ ・環境関連法規等の取組状況の把握及び評価 ・外部からの要請等の受付記録 ・環境上の緊急事態の取組及び評価の記録 ・環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果 ・関係者の意見及び対応の記録 ・代表者による全体の取組状況の把握及び見直しの記録 ・教育・訓練計画 ・環境基本法	(1) エコアクション21の取組を実施するために、以下の18種類の文書類(紙または電子データなど)の作成が必要と判断した文書類を作成し、適切に管理する。 (2) 組織が取組の際に必要なと判断した手順書 (3) 環境方針 (4) 環境目標 (5) 環境活動計画 (6) 環境負荷削減等の取りまとめ(一貫表など) (7) 環境関連法規等の取組状況の把握及び評価 (8) 外部からの要請等の受付記録及び対応記録 (9) 環境上の緊急事態の取組及び評価の記録 (10) 環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果 (11) 関係者の意見及び対応の記録 (12) 代表者による全体の取組状況の把握及び見直しの記録 (13) 教育・訓練計画 (14) 環境基本法 (15) 環境基本法 (16) 環境基本法 (17) 環境基本法 (18) 環境基本法
実施事項 ・環境基本法	(19) 環境基本法 ※2017年版ガイドラインでは、本表の取組が廃止された。

- ※ 要求事項を満たせば、事業者独自の形式のもので、また既存の文書類の活用で差し支えない。
- ※ 参考となる情報
 - 中央事務局HPに掲載されている「環境・業務事業者の環境活動レポート」
 - Webで公開されている情報
 - 資料

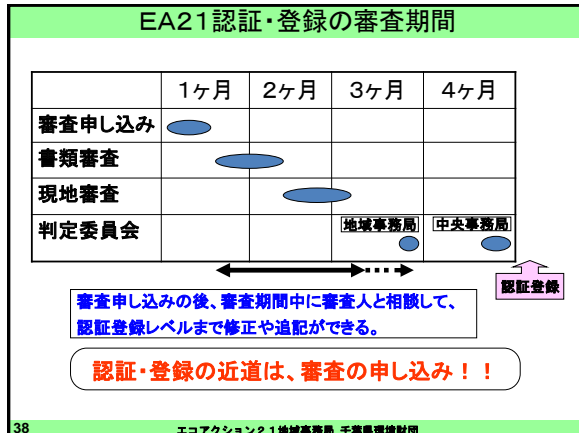


第20回 環境コミュニケーション大賞（環境活動レポート部門）受賞一覧
 募集期間：平成28年10月4日～11月8日
 受賞決定：平成29年2月13日（表彰式2月22日）

【大賞（環境大臣賞）】（1点）			
来ハトメ工業株式会社	埼玉県	製造業	38人
【優秀賞（地球・人間環境フォーラム理事長賞）】（5点）			
大鐘測量設計株式会社	静岡県	その他	36人
九州林産株式会社	福岡県	建設業	104人
センテック株式会社	神奈川県	製造業	55人
株式会社 DINS 堺	大阪府	廃棄物処理	87人
廣間組有限会社	徳島県	建設業	18人
【優良賞（審査委員長賞）】（26点）			
学校法人有馬学園 高津幼稚園	千葉県	学校	37人

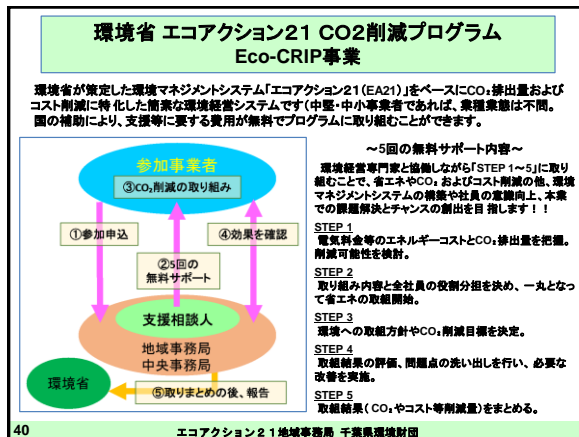






- ### エコアクション21の普及推進 （認証・登録のお手伝い）
1. コンサルタントによる個別指導
 2. エコアクション21普及プログラム(中央事務局)
 - ① 関係企業グリーン化プログラム
 - ② 自治体イニシアティブ・プログラム
 3. セミナー・講習会の開催
 - ① 普及セミナー(毎年7月、千葉商工会議所会議室)
 - ② 地域普及セミナー
 4. 無料個別相談会(地域事務局主催)

日時: 毎月第2水曜日午後(電話予約)
場所: 一般財団法人千葉県環境財団 会議室
 5. 審査人による指導・助言(書類審査、現地審査)
 6. 環境省 Eco-CRIP事業



審査および認証・登録に必要な費用 (1)

(製造業・建設業・修理工場・廃棄物処理業等、比較的環境負荷が大きい事業所) [万円]

従業員数		初年度 (登録)	2年目 (中間)	3年目 (更新)	4年目 (中間)	以降
10人以下	審査料	10	10	10	5	更新・中間を繰り返し
	登録料	5		5		
	合計	15	10	15	5	
11人以上 30人以下	審査料	10	10	10	5	
	登録料	10		10		
	合計	20	10	20	5	
31人以上 60人以下	審査料	12.5	10	10	7.5	
	登録料	10		10		
	合計	22.5	10	20	7.5	

※従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれる。
 ※審査費用には別途旅費・宿泊費がかかる。審査するサイトが増えると審査料が増加する。
 ※消費税が別途かかる。

審査および認証・登録に必要な費用 (2)

(サービス業・流通業・事務所等、比較的環境負荷が小さい事業所) [万円]

従業員数		初年度 (登録)	2年目 (中間)	3年目 (更新)	4年目 (中間)	以降
10人以下	審査料	10	10	10	5	更新・中間を繰り返し
	登録料	5		5		
	合計	15	10	15	5	
11人以上 60人以下	審査料	10	10	10	5	
	登録料	10		10		
	合計	20	10	20	5	
61人以上 100人以下	審査料	12.5	10	10	5	
	登録料	10		10		
	合計	22.5	10	20	5	

※従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれる。
 ※審査費用には別途旅費・宿泊費がかかる。審査するサイトが増えると審査料が増加する。
 ※消費税が別途かかる。

エコアクシオン21 中央事務局

エコアクシオン21とは 認証・登録を希望する方 認証・登録事業者の皆さま 事業者の皆さま 地域事務局の皆さま

はじめのうへ
 1 エコアクシオン21とは
 2 認証・登録までの手順
 3 費用について
 4 支援サービス

認証申請書
 1 審査申込書
 2 コンサルティング申込書
 リスト検索
 1 認証・登録事業者を探す
 2 お近くの地域事務局を探す
 3 お近くの事業者を探す
 4 セミナー・講習会情報
 5 開催スケジュールを見る

エコアクシオン21で企業力UP!!
 エコアクシオン21は、環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインにもとづく制度です。全国の中小企業者に広がっています。

エコアクシオン21普及プログラム
 1 自治体エコシニアプログラム
 2 環境の省グリーン化プログラム
 3 大学・インシニアプログラム

エコアクシオン21のガイドライン、認証・登録の手続きや審査の費用などが公開されています。
 認証・登録の審査申込書もこちらからダウンロードできます。

IPSuS <http://www.ea21.jp/>

IPSuS <http://www.ea21.jp/>

食品リサイクル 優良事業者
 自治体による支援と優遇制度などの情報
 環境省優良廃棄物事業者 認定制度(指定評価)
 地域事務局の認定
 事業者による環境改善
 金融機関等によるエコアクシオン21関連融資

エコアクション21の掲載記事

お問い合わせ先
 エコアクシオン21に関するお問い合わせは、お近くの地域事務局へお願いします。(2017年4月1日現在 39都道府県、105郡市)
 北海道 東通(2275) 旭川(2211) 紋別・稚内(2201) 東通(2275)
 青森(2298) 岩手(2292) 山形(2294) 秋田(2293) 宮城(2291)
 エコアクシオン21 中央事務局 宮城県環境部(100)F
 〒981-0002 東支庁平舘町2-4-10-4F
 Tel : 043-246-2082 Fax: 043-246-8989

EA21地域事務局千葉県環境財団
<http://www.ea21-okc.jp/>
 Tel : 043-246-2082 Fax: 043-246-8989

エコアクション21とは 認証・登録を希望する方 認証・登録事業者の皆さま 事業者の皆さま 地域事務局の皆さま

エコアクション21のガイドラインについて
 ガイドライン 2009年版(最終版)
 業種別ガイドライン

IPSuS <http://www.ea21.jp/>

まとめ

「エコアクシオン21」は、

- 何をしたらよいか分かりやすい環境経営システム(実施すべき必須テーマが決まっている。)(どこまでやればよいかは事業者の判断)
- 審査時に不備があっても指導を受けながら改善できる。
- システムだけでなく、省エネなどの取り組みについて助言が得られる。
- 光熱費や廃棄物費用などコスト削減になる。
- 環境への取り組みの情報公開が進み、CSRの取り組みとなる。
- 認証・取得の支援を利用することにより、システム構築から認証・登録の申し込みまで自ら構築できる。
- 審査・登録費用が手ごろ。
- ISO14001からの移行に最適。

エコアクシオン21地域事務局 千葉県環境財団

2017年7月21日 エコアクシオン21普及セミナー

環境負荷とコスト削減、
 企業価値の向上に、

エコアクシオン21に
 取り組みましょう!

ご清聴ありがとうございました。

エコアクシオン21地域事務局 千葉県環境財団